

契約の保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化について

- 1 保証証書の電子化とは、書面で提出いただいていた契約の保証及び前払金保証（中間前払金を含む。）に係る保証証書について、インターネットを介した方法により提出することが可能となります。
（従来どおり紙による提出も引き続き可能です。）
- 2 適用日
令和6年8月1日以降に、建設工事及び建設工事関連業務委託契約を締結する案件から適用
- 3 電子証書の提出方法
各保証機関から発行された保証契約番号と認証キー（電子証書等をプラットフォーム上で閲覧するためのパスワード）を、担当あてに電子メールで送信してください。
◆契約保証・前払金保証担当⇒米沢市立病院総務課施設担当
送信先メールアドレスは担当にお問い合わせください。
- 4 電子保証の利用方法
各保証事業会社（北海道建設業信用保証株式会社、東日本建設業保証株式会社及び西日本建設業保証株式会社）にお問い合わせください。
- 5 その他 PDF形式で発行された保険証券等の電子メールによる提出は対象外とします。

【問合せ先】 米沢市立病院 総務課施設担当

TEL 0238(22)2450

内線 2469・2470